

< 個別案件確認表（東京都） >

東京都担当確認年月日 令和3年 6月15日

東京都作業部会確認年月日 令和3年 6月16日

事業名 競技運営（運営委託等）

案件名 自転車ロード競技 競技運営業務委託

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	当業務委託は、2020 大会における自転車競技（ロード）（オリ・パラ）の運営のための委託であり、パラリンピック大会に関わるものである。よって、大会に必要な経費として平成 29 年 5 月 31 日の大枠の合意に基づき、パラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項である。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	当該業務は、組織委員会が委託してきたテストイベント及び運営計画に基づき実施するものであり、組織委員会が全体をマネジメントしながら一元的に実施した方が効率的かつ効果的である。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	当該業務は、自転車競技（ロード）の運営に必要な業務であり、大会の成功には必須である。
	効率性	施工や交通規制について、できるだけ経費や時間をかけず最小限の手法となるよう工夫し、警察と交渉して合意を得るなど、効率化を図っていることを組織委員会に確認している。 当該事業の受託予定事業者は、テストイベントの運営計画策定やテストイベント運営の事業を受託している。そのため、東京 2020 大会、当該競技及び当該会場の特性を熟知し、相当の知見を有することから、効率的な委託といえる。
	納得性	上記のとおり当該事業者は既に相当の知見を有することから、サービスレベルの調整や、経験則に基づいた適切な人員体制の構築やコスト削減が期待できる。 単価設定に当たっては、組織委員会において、類似案件との比較のほか単価・数量を精査し、下見積もりから価格を抑えていることを確認している。

<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<p>当業務委託は、自転車ロード競技の実施のために必要なものである。経費の中身も公費負担の対象として適切といえる。</p> <p>本件に充当可能な財源を確認している。引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。</p>	
---------------------------------------	---	--

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。